マリアベール会員規約

1.事業主体に関すること（事業者名、所在地）

マリアベール　代表　玉置サナ
住所：〒649-2324　和歌山県西牟婁郡白浜町十九渕 47
電話：　0739-45-2129

2.目的

本規約はマリアベール（以下「当会」という）の登録会員が利用する上で遵守すべき規約を定めることを目的とし、登録会員は本規約の全てに同意、承諾するものとし、本規約を遵守するものとする。
当会は会員が最も適した配偶者選択を行う為の情報、データを提供し、ホロスコープを元にカウンセリング・アドバイスをすることを目的とする。

3.サービスの内容

（1）会員登録
会員として情報提供、紹介を受けるためには、当会が指定する入会申込書に必要書類を添付して入会契約を結ぶことが必要になります。入会にあたって、他の会員に紹介することが不適当と認めた場合は、入会を承認しない場合もあります。

（2）提供する情報について
当会では、入会時に、「独身を証する書類」を提出して頂くことを必須としております。その他の情報は随時「身分証明」「所得証明」「学歴証明」のご提出をおねがいしております。会員登録の際にいただいている情報は全て自己申告に基づくものとなっておりますので、お見合い時や交際中に直接お相手にご確認ください。なお、自己申告に偽りがあり問題が生じた場合、双方において解決するものとし、その責任を当会に帰さないものとします。ただし、問題の解決にあたっては、当会は、会員の意向を踏まえたうえで、誠意をもって取り組むこととします。

4.入会契約

（1）会員になろうとする者は、独身でなければなりません。また結婚に支障をきたすような法律的な問題があれば、入会できません。

（2）当会は、他の会員に紹介することが不適当と認めた場合、その他当会のサービスを提供するにふさわしくないものと判断した場合、条件等考慮し、他の会員を紹介することが困難な場合には入会を承認しないことがあります。なお、理由については開示するものではありません。

（3）暴力団等、反社会的勢力及びこれに類する勢力に所属あるいは取引や関係する者の入会はお断りします。

（4）個人情報の取得について
当協会は、基本的な人権を侵害するような個人情報取得を行いません。

5.契約日と会員期間

（1）契約締結日は、入会契約書に記入・署名して、これを当会が受け付けた日とします。

（2）会員資格の保有期間は会員が当会に退会の申し出をするまでとします。

6.費用（全て税別にて表示）

入会金	＋	初期登録費	＋	年間活動費	＋	鑑定料	＋	お引き合わせ手数料	＝	合 計
0円	＋	0円	＋	0円	＋	5,000 円	＋	5,000 円/1 回につき	＝	たったのこれだけ!!

●鑑定料について

鑑定は、ご入会時に約1時間かけて行います。会員様の出生日時に基図いてホロスコープを作成し、西洋占星術の専門的知識のあるアストロフォーチュンカウンセラーが、お見合いするにあたり会員様の良い時期や相性をお伝えいたします。

●お引き合わせ手数料について

ホロスコープによる相性診断で、 幸せな関係を続けられる相性の方をご紹介いたします。
その方とお見合いされる場合、お引き合わせ手数料として男性女性それぞれから5，000円（税別）ずついただきます。

●**成婚料はお一人につき 100,000 円（税別）となります。なお、成婚料は婚約（会員が当会に婚約の意思表示をした時を成婚という）が決まった後の後払いです。**

7.成果報酬料

（1）お見合いについて

① お見合いの日程はお二人の意向を伺い当会が決めさせていただきます。会員はお見合いを受けた場合は、すみやかに当会に返事をしていただきます。

② 会員はお見合いの日時が決定次第、お引き合わせ手数料を、当会に当日までに支払わなければなりません。

③ 会員はお見合いの日時成立後に会員の自己都合によりお見合いをキャンセルした場合、お見合いをキャンセルした側が、以下のキャンセル料を当会に支払わなければなりません。

・**お見合い当日にキャンセル　　10,000 円（税別）**
・**お見合い日時決定後から前日まで　　5,000 円（税別）**

④ お見合い後は、その経過及び状況を当会に連絡してください。

（2） 成婚について

①成婚は、3ヶ月の交際期間内に会員ら当事者の意志によりその責任において決定するものとします。

②成婚（会員が当会に成婚の意思表示をした時）の場合は、速やかに当会にその旨を報告し、所定のご成婚成果報酬料を当会に支払うものとします。

③**故意に遅滞、成婚を隠した場合は、倍額の請求に応じるものとします。**

④**交際期間内にやむを得ず成婚が決められず、その後も双方で連絡を取り合いたい場合は、当会へ30日間の「交際延長届」を提出しなければなりません。**
但し延長30日以内に交際の結果が出せない、あるいは連絡が無い場合は、理由の如何に関わらず成婚同等とみなし当会からの請求に従い、支払いに応じなければなりません。

⑤**会員が当会に在籍中に当会に紹介された会員と成婚する場合は、当会を退会後であっても当会にその旨を報告し、所定のご成婚成果報酬料を当会に支払わなければなりません。**

⑥**会員が当会を退会し、会員資格を喪失した後も当会で知りえた情報に基づき、交際や成婚をしてはならない。万が一その行為があった場合は上項の請求に応じるものとします。**

8.法律手続き等

①会員が本規約に違反した場合、当会はあらうる法律手続きをとることができるものとする。
②会員は当会が提供するサービスにより交際を始めた場合、会員自身の意志、責任において相手会員と交際するものとし、交際により生じる事故等については会員相互の責任に属し、当会はその責任を負わない。

9.費用のお支払い方法

費用のお支払い方法は、**現金**または当会指定の**ゆうちょ銀行**お振込みにて、契約後、直ちにお支払いいただきます。なお、費用、お支払い方法、お支払いの時期の詳細は「**入会契約書**」に明記します。

10.退会について

①会員は当会に申し出ることによって、将来の解約希望日をもって契約を終了させることができる。
②会員が本契約上の義務違反をした場合、会員として不適切な行為をした場合は、会員資格を失い退会していただきます。この場合会員が支払い済みの費用は一切返還しないものとします。

11.会員個人情報守秘義務について

当会のサービス提供により知り得た紹介相手の個人情報を守秘する義務があります。これは、会員資格を喪失した後も同様とします。当該業務に反した場合は、除名処分のうえ当会に生じた損害に対し賠償の責を負うものとします。

12.規約変更

当会は、必要に応じ、会員規約を改訂できるものとし、その通知または公告をもって会員はその変更をを同意したものとみなします。